

第58期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

●事業報告

- 「企業集団の財産及び損益の状況の推移」
- 「主要な事業内容」
- 「主要な拠点等」
- 「使用人の状況」
- 「主要な借入先の状況」
- 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
- 「株式の状況」
- 「新株予約権等の状況」
- 「会社役員の状況」
- 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- 「会社の支配に関する基本方針」

●連結計算書類

- 「連結株主資本等変動計算書」
- 「連結注記表」

●計算書類

- 「貸借対照表」
- 「損益計算書」
- 「株主資本等変動計算書」
- 「個別注記表」

●監査報告

- 「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告」
- 「計算書類に係る会計監査人の監査報告」
- 「監査役会の監査報告」

第58期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

株式会社ソフトクリエイトホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 55 期 (2022年 3 月期)	第 56 期 (2023年 3 月期)	第 57 期 (2024年 3 月期)	第 58 期(当期) (2025年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	21,226	24,253	27,912	30,951
経 常 利 益 (百万円)	4,161	4,489	5,355	5,764
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,363	2,738	3,257	3,547
1株当たり当期純利益 (円)	90.99	108.68	129.89	141.93
総 資 産 (百万円)	22,794	25,192	31,298	35,592
純 資 産 (百万円)	15,194	17,527	21,651	24,598
1株当たり純資産 (円)	518.47	600.51	741.49	836.23

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第55期(2022年3月期)連結会計年度の期首から適用しており、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第55期(2022年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。

主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、ECサイト構築パッケージ「ecbeing」等のソフトウェアプロダクト、IT機器及び市販パッケージソフトウェアの販売からネットワーク構築及び運用保守サービスまでのITに関する総合的なサービスをワンストップで提供しております。

事業区分別の主要製品及び事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業区分内訳	主要製品及び提供サービスの内容
ECソリューション事業		ECサイト構築パッケージ「ecbeing」の販売、カスタマイズ及びデータセンターでのホスティングサービス、保守、SEO対策、リスティング、プロモーションサービス等の提供
ITソリューション事業	プロダクト	ソフトウェアプロダクト(「X-pointクラウド」、「AgileWorks」、「L2Blocker」)の販売、クラウドサービス
	ネットワーク構築	ネットワーク構築、保守及びデータセンターでのホスティングサービス、クラウドサービス
	物品販売	パソコン、サーバー等のIT機器、市販パッケージソフトウェアの販売

主要な拠点等（2025年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都渋谷区
子 会 社	(株) e c b e i n g	東京都渋谷区
		大阪府大阪市中央区
	(株) ソ フ ト ク リ エ イ ト	東京都渋谷区
		大阪府大阪市中央区
	(株) エ イ ト レ ッ ド	東京都渋谷区
	(株) v i s u m o	東京都渋谷区
	全農ECソリューションズ(株)	東京都渋谷区
	(株) R e v i C o	東京都渋谷区
	エクスジェン・ネットワークス(株)	東京都千代田区
	システムワークスジャパン(株)	神奈川県鎌倉市
	(株) エ ー ト ウ ジ ェ イ	東京都港区

使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分 別	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
ECソリューション事業	587名	55名増
ITソリューション事業	492名	86名増
全社共通	22名	3名減
合 計	1,101名	138名増

（注）使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
22名	3名減	36.6歳	6.3年

（注）使用人数は就業人員であります。

主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 普通株式102,000,000株

② 発行済株式の総数 普通株式 24,911,267株
(自己株式 2,639,011株を除く)

③ 株主数 6,552名
(前期末比58名増)

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ティーオーシステム	6,967,940株	27.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,813,900株	7.28%
B I P R O G Y 株式会社	1,308,000株	5.25%
株式会社オービックビジネスコンサルタント	1,291,800株	5.19%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 4 4	902,608株	3.62%
林 勝	820,320株	3.29%
林 雅也	809,330株	3.25%
林 宗治	806,928株	3.24%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	519,700株	2.09%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	487,100株	1.96%

(注) 1. 当社は自己株式を2,639,011株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して算定しております。

新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第 8 回新株予約権	
発行決議日		2021年6月17日	
新株予約権の数		3,100個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注） 4		普通株式 620,000株	
		（新株予約権 1 個につき200株）	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注） 4		新株予約権 1 個当たり	239,000円
		（ 1 株当たり	1,195円）
権利行使期間		2023年 6 月18日から	
		2031年 6 月17日まで	
行使の条件		（注） 1. 2. 3	
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）（注） 4	新株予約権の数	3,050個
		目的となる株式数	610,000株
		保有者数	4 名

- （注） 1. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、又は執行役員若しくは従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
2. 本新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を相続することができる。かかる相続人による本新株予約権の行使の条件は、下記 3 の契約に定めるところによる。
3. その他権利行使の条件は、2021年 6 月17日開催の当社定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 2023年 4 月 1 日付けで普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」については、当該株式分割による調整後の当期末日時点における株式数及び金額で記載しております。

会社役員の状況

社外役員に関する事項

- a. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、「①取締役及び監査役の状況」に記載の通りであります。

なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

- b. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	安田 洋史	大手上場企業での、アライアンス・M&A等、経営戦略業務の経験及び経営学の豊富な知見を有しており、取締役会において必要に応じ、適時適切な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当事業年度中の取締役会への出席状況 取締役会12回開催のうち、11回に出席
取締役	橘 大樹	弁護士としての幅広い知識や豊富な経験をもとに、法律の専門家として幅広い知識と見識を有しており、当該知見を活かして客観的な観点から取締役の業務執行に対する監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当事業年度中の取締役会への出席状況 取締役会12回開催のうち、11回に出席
監査役	山本 勲	大手上場企業の監査役を務めた経験を有しており、当該知見を活かし、必要に応じ、取締役会・監査役会において適時適切な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況 取締役会12回開催のうち、12回に出席 監査役会12回開催のうち、12回に出席
監査役	鐘田 憲男	長年にわたる税務・会計の専門家として豊富な経験を有しており、当該知見を活かし、必要に応じ、取締役会・監査役会において適時適切な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況 取締役会12回開催のうち、12回に出席 監査役会12回開催のうち、12回に出席

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査計画・監査の遂行状況、当該期の報酬見積りの相当性等进行を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

④ 非監査業務の内容

会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、連結子会社の新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、以下のとおり取締役会にて決議し、体制の整備に努めております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は、代表取締役会長をコンプライアンスに関する統轄責任者として任命する。総務部門長は、企業行動憲章、企業行動基準等のコンプライアンスに係る規程の整備と徹底を図り、法令及び定款遵守体制の構築を推進する。

統轄責任者は、コンプライアンスに関する活動を取締役に報告する。

また、当社及び当社子会社は、使用人が法令又は定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な取扱いを行わない。

- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、代表取締役会長をリスク管理に関する統轄責任者に任命する。総務部門長は、リスク管理に係る規程を整備し、当該規程に基づいてリスクカテゴリーごとの責任部署を定めるなど、全社のリスク管理体制の構築を推進する。統轄責任者は、リスク管理状況を取締役に報告する。

また、内部監査室は、当社及び当社子会社の各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役会長に報告する。

- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、代表取締役会長を取締役の職務の効率性に関する統轄責任者に任命する。各取締役及び執行役員は、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。これに対し、統轄責任者は、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。統轄責任者は、業務遂行状況を当社及び当社子会社の各取締役及び執行役員に取締役会及び幹部会議等において、定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

- ④ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、代表取締役会長を子会社の管理に関する統轄責任者に任命する。経営管理部門長は、子会社管理規程を整備し、経営管理業務の一元化により子会社における業務の適正の確保と財務報告の信頼性確保を図っていく。

統轄責任者は、取締役会及び幹部会議等において定期的に報告される子会社の業務執行状況を把握し、企業集団における内部統制システム整備を推進する。

- ⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、代表取締役会長を取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての統轄責任者に任命する。総務部門長は、取締役の職務執行に係る情報を文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し保存する。

情報のセキュリティ管理に関しては、情報システム担当部門長が情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、推進管理を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、使用人を当該使用人として指名することができる。

監査役会が指定する補助すべき期間中については、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとするので、監査役の指示の実効性を確保する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査役会規程、監査役監査基準及び該当規程に定められた監査役への報告基準に基づき、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項並びに不正行為及び法令・定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会付議事項及びその決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準に関する事項、内部監査の実施状況、重要な月次報告及びその他必要な重要事項を監査役に報告する。監査役に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利

な取扱いを受けないものとする。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書等を閲覧し、取締役会及び使用人に説明を求めることとする。また、監査役は、法令並びに監査役会規程及び監査役監査基準に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査成果の実現を図る。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役会長を最高責任者とし、代表取締役社長を推進責任者とする内部統制整備・運用・評価体制を構築し、財務報告に関する基本方針に則り、内部統制システムの整備・運用を行うとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要なのは正を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、総務部門長を統轄責任者と定め、企業行動基準に基づいた反社会的勢力対応マニュアルを整備し、特殊暴力防止対策連合会等の関係団体に加入の上、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に対応する。

⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役7名（うち、社外取締役2名）で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

また、常勤監査役は取締役会等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満を切り捨て、比率及び1株当たり当期純利益については、表示単位未満を四捨五入しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	854, 101	1, 932, 036	16, 533, 240	△3, 068, 372	16, 251, 006
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1, 289, 815		△1, 289, 815
親会社株主に帰属 する当期純利益			3, 547, 728		3, 547, 728
連結子会社株式の売却 による持分の増減		178, 293			178, 293
連結子会社の増資に よる持分の増減		42, 094			42, 094
自己株式の取得				△323, 691	△323, 691
自己株式の処分		4, 747		25, 433	30, 180
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	225, 134	2, 257, 912	△298, 257	2, 184, 789
当 期 末 残 高	854, 101	2, 157, 171	18, 791, 152	△3, 366, 630	18, 435, 795

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価 証券評価 差 額 金	退職給付 に係る調整 累 計 額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	2, 199, 587	153, 687	2, 353, 274	441, 967	2, 605, 518	21, 651, 767
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1, 289, 815
親会社株主に帰属 する当期純利益						3, 547, 728
連結子会社株式の売却 による持分の増減						178, 293
連結子会社の増資に よる持分の増減						42, 094
自己株式の取得						△323, 691
自己株式の処分						30, 180
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	160, 719	△118, 180	42, 538	110, 432	608, 789	761, 760
連結会計年度中の変動額合計	160, 719	△118, 180	42, 538	110, 432	608, 789	2, 946, 550
当 期 末 残 高	2, 360, 306	35, 506	2, 395, 812	552, 400	3, 214, 308	24, 598, 317

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数
9社
 - (2) 連結子会社の名称
株式会社e c b e i n g
株式会社ソフトクリエイト
株式会社エイトレッド
株式会社v i s u m o
全農E Cソリューションズ株式会社
株式会社R e v i C o
エクスジェン・ネットワークス株式会社
システムワークスジャパン株式会社
株式会社エートゥージェイ
- 2 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用関連会社の数
4社
 - (2) 持分法適用関連会社の名称
株式会社アクロホールディングス
スリーワンシステムズ株式会社
株式会社ジョーレン
株式会社Y 2 S
 - (3) 持分法を適用しない関連会社の名称
株式会社QitFactory
Whatif Production株式会社
株式会社フェアグラウンド
株式会社Q U B E L E Y
イノベーション・ワン株式会社
株式会社O 2 K
 - (4) 持分法を適用しない理由
当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法適用の範囲から除外しております。
- 3 持分法の範囲の変更に関する事項
該当事項はありません。
- 4 連結子会社の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。
- 5 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ② 棚卸資産
商品
個別法による原価法によっております。
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
主として、定率法によっております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3年～15年
工具、器具及び備品 2年～20年
- ② 無形固定資産
定額法によっております。
なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間(3年)に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
a 一般債権
貸倒実績率法によっております。
b 貸倒懸念債権及び破産更生債権等
個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担すべき額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金
納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。
- ④ 損害補償引当金
損害補償の支払による損失に備えるため、当社の負担見込額を損害補償引当金として計上しております。
- ⑤ 工事損失引当金
受注案件の損失に備えるため、受注制作のソフトウェア開発案件等のうち当連結会計年度末で将来の損失の発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる案件について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
- ① サービスに関する売上高
サービスの提供については、主にECソリューション事業におけるシステム開発及びITソリューション事業におけるITインフラ構築並びに各種保守運用サービス、ホスティングサービスの提供を行っております。
一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約(システム開発、ITインフラ構築等)については、契約の履行において、一定の要件を満たし進捗度を合理的に測定できる場合には、履行義務の充足に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、進捗度を合理的に測定できないサービス契約について、履行義務を充足する際に発生するコストの回収を見込んでいる場合には、発生したコストと同額の収益を認識

しております（原価回収基準）。

継続して役務の提供を行うサービス契約（保守運用サービス、ホスティングサービス等）については、サービスが提供される期間に対する提供期間の割合に基づき収益を認識しております。

② ライセンスに関する売上高

当社グループにおける主なライセンスであるソフトウェアについては、通常、供与後に当社が知的財産の形態又は機能性を変化させる活動又はライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施する義務を負わないため、

使用権として一時点（ライセンス付与時）で収益を認識しております。

ソフトウェアがクラウドサービス上で提供される場合には、通常、それらを単一の履行義務として、クラウドサービスの収益と同じ時期で収益を認識しております。

ソフトウェアをサポートサービスと合わせて販売している場合には、通常、それぞれ別個の履行義務として、ソフトウェアにかかる収益とサポートサービスにかかる収益は別個に認識しております。ただし、サポートサービスが提供されない限り当該ソフトウェアの便益を顧客が享受することができない場合には、例外的に単一の履行義務として、サポートサービスの収益と同じ時期で収益を認識しております。

③ IT機器等の販売に関する売上高

IT機器等の販売については、主にパソコン及びサーバー等のIT機器の販売、パッケージソフトウェアを販売しております。据付等のサービスを要する場合には、原則として、顧客に支配が移転した時点で収益を認識しております。それ以外については、出荷してから通常の配送に要する日数を考慮して、収益を認識しております。

④ 代理人取引

当社グループが商品又はサービスを顧客に移転する前に、当該商品又はサービスを支配している場合には、本人取引として収益を総額で認識し、支配していない場合や当社グループの履行義務が商品又はサービスの提供を手配することである場合には代理人取引として収益を純額（手数料相当額）で認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「協賛金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「協賛金収入」は25,442千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1 システム開発等に係る収益認識

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 1,630,584千円(年間計上額)

契約資産 253,755千円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

システム開発等に係る収益認識について、契約の履行において、一定の要件を満たし進捗度を合理的に測定できる場合には、履行義務の充足に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。売上高はプロジェクトの総収益及び見積総原価の進捗度に基づき測定され、進捗度は見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

② 主要な仮定

システム開発等に係る収益認識による収益の計上の基礎となる見積総原価は、プロジェクトごとの実行予算により見積られておりますが、ECサイトの構築や顧客のニーズに合わせたカスタマイズのため、実行予算の策定にあたっては、プロジェクト完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性が伴っております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

システム開発等は、ECサイトの構築や顧客のニーズに合わせたカスタマイズのため、個別性が強く、当初想定していなかった仕様変更等により、見積総原価の見積りが変更された場合には、各連結会計年度の売上高の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2 繰延税金資産の回収可能性の評価

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) △167,971千円

(繰延税金負債と相殺前の金額は1,150,641千円)

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異等に対して、将来の利益計画に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、市場環境の変化や経営環境の変化等を考慮して算定しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りに用いた主要な仮定は、将来の利益計画における売上高の成長見込みであります。売上高の成長見込みは、市場環境の変化や経営環境の変化等を考慮した予測を用いており、不確実性が伴います。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りは、市場環境の変化や経営環境の変化等に影響を受けることから、見積りの不確実性が高く、その見積りの前提条件に変更が生じた場合、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

652,486千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	27,550,278株	一株	一株	27,550,278株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	2,459,877株	199,334株	20,200株	2,639,011株

- (注) 1. 自己株式の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得172,900株、単元未満株式の買取り34株、譲渡制限付株式の無償取得26,400株であります。
2. 自己株式の減少は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分による減少20,200株であります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月9日 取締役会	普通株式	602,169	24.00	2024年3月31日	2024年6月5日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	687,645	27.50	2024年9月30日	2024年12月2日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	685,059	27.50	2025年3月31日	2025年6月5日

- 4 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- 普通株式 739,000株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、主に短期的な預金や高格付の債券等、安全性の高い金融資産で運用し、投機的な運用は行わないこととしております。

また、資金調達については、運転資金、設備資金及び業務・資本提携に伴う所要資金等で、手元資金を上回る資金ニーズが生じた場合、用途、金額、期間、コスト等を総合的に勘案して、調達方法（銀行借入（短期・長期）、社債発行、公募増資）を決定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「与信管理規程」及び「販売管理規程」に従い、取引先ごとの与信審査及び与信限度額の設定を行っております。また、取引先ごと、案件ごとの期日管理及び残高管理を徹底し、問題債権が発生した場合、迅速に対応できる与信管理体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業部門及び経理部門により行われ、また、内部監査室による運用状況の監査が実施されております。なお、営業債権は、そのほとんどが2カ月以内の入金期日であります。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券（その他有価証券）及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、信用リスク及び市場リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「資金運用規程」及び「有価証券取扱規程」に従い、投資対象となる債券は格付の高い債券のみに限定しているため、信用リスクは僅少であります。また、保有する有価証券及び投資有価証券については、経理部門において、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、その後の運用方法を検討しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、経理部門において、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元資金を十分に確保する方法により対応しております。

なお、上記のリスク管理体制は、当社及び当社連結子会社のリスク管理体制についての記載であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券(注) 2	6,370,576	6,370,576	—
資産計	6,370,576	6,370,576	—

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。
当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度
関連会社株式	
非上場株式	854,700
その他有価証券	
非上場株式	25,393
投資事業有限責任組合	98,853
合計	978,947

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	28,324	—	—	28,324
その他	6,342,062	—	—	6,342,062

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	ECソリューション事業	ITソリューション事業	
一時点で移転される財	1,045,680	3,807,811	4,853,492
一定の期間にわたり移転される財	15,575,383	10,176,677	25,752,061
顧客との契約から生じる収益	16,621,064	13,984,489	30,605,553
その他の収益	—	346,207	346,207
外部顧客への売上高	16,621,064	14,330,697	30,951,761

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「5 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	5,231,591	6,275,024
契約資産	547,868	523,014
契約負債	1,671,404	1,912,310

契約資産は、主に顧客との請負契約等について期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の財又はサービスに係る対価に対する権利に関するものです。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主にシステム開発等に係る保守やクラウドサービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。個々の契約により支払条件は異なるため、通常支払期限はありません。

また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,304,247千円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	196,386
1年超2年以内	134,299
2年超3年以内	101,462
3年超	113,760
合計	545,908

(1 株当たり情報に関する注記)

1	1 株当たり純資産額	836円23銭
2	1 株当たり当期純利益	141円93銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,691,668	流 動 負 債	605,867
現 金 及 び 預 金	3,764,284	未 払 金	126,698
前 払 費 用	335,199	未 払 費 用	32,823
未 収 入 金	351,718	未 払 法 人 税 等	417,713
そ の 他	240,465	預 り 金	7,940
		賞 与 引 当 金	12,080
固 定 資 産	7,929,881	そ の 他	8,612
有 形 固 定 資 産	224,731	固 定 負 債	980,418
建 物	91,028	役員退職慰労引当金	679,606
工具、器具及び備品	116,396	退 職 給 付 引 当 金	14,718
土 地	17,306	繰 延 税 金 負 債	286,092
無 形 固 定 資 産	109,688	負 債 合 計	1,586,285
ソ フ ト ウ ェ ア	107,188	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	2,500	株 主 資 本	9,353,750
投資その他の資産	7,595,462	資 本 金	854,101
投 資 有 価 証 券	3,343,402	資 本 剰 余 金	1,362,108
関 係 会 社 株 式	3,227,898	資 本 準 備 金	884,343
敷 金 保 証 金	626,757	そ の 他 資 本 剰 余 金	477,764
長 期 前 払 費 用	270,092	利 益 剰 余 金	10,504,171
そ の 他	127,310	利 益 準 備 金	8,605
資 産 合 計	12,621,550	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,495,566
		別 途 積 立 金	101,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	10,394,566
		自 己 株 式	△3,366,630
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,202,480
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,202,480
		新 株 予 約 権	479,033
		純 資 産 合 計	11,035,264
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,621,550

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		3,705,360
営 業 費 用		1,472,569
営 業 利 益		2,232,790
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	375	
受 取 配 当 金	57,722	
そ の 他	282	58,380
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	48	
自 己 株 式 取 得 費 用	1,120	
消 費 税 差 額	437	1,605
経 常 利 益		2,289,564
特 別 利 益		
子 会 社 株 式 売 却 益	67,261	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,011	
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,525	79,798
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	139	139
税 引 前 当 期 純 利 益		2,369,223
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	503,791	
法 人 税 等 調 整 額	△55,694	448,096
当 期 純 利 益		1,921,127

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準備金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準備金	その 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	854,101	884,343	473,016	1,357,360	8,605	101,000	9,763,255	9,872,860
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△1,289,815	△1,289,815
当期純利益							1,921,127	1,921,127
自己株式の取得								
自己株式の処分			4,747	4,747				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	4,747	4,747	—	—	631,311	631,311
当 期 末 残 高	854,101	884,343	477,764	1,362,108	8,605	101,000	10,394,566	10,504,171

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△3,068,372	9,015,949	1,119,334	1,119,334	390,215	10,525,499
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,289,815				△1,289,815
当期純利益		1,921,127				1,921,127
自己株式の取得	△323,691	△323,691				△323,691
自己株式の処分	25,433	30,180				30,180
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			83,145	83,145	88,818	171,964
事業年度中の変動額合計	△298,257	337,801	83,145	83,145	88,818	509,765
当 期 末 残 高	△3,366,630	9,353,750	1,202,480	1,202,480	479,033	11,035,264

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
有価証券
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - (2) その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
主として、定率法によっております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	2年～10年
 - (2) 無形固定資産
自社利用のソフトウェアは、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。
- 3 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
 - (3) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- 4 重要な収益及び費用の計上基準
当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 3,227,898千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

関係会社の計算書類を基礎とした1株当たりの純資産額、若しくは1株当たりの純資産額に買収時において認識した超過収益力を反映させたものを実質価額として、当該実質価額と取得原価を比較し、減損処理の要否を判定しております。実質価額が取得原価に比べて著しく下落している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として減損処理しております。なお、超過収益力については、関係会社の将来の利益計画との比較分析を実施すること等により、当該超過収益力の毀損の有無を確認しております。当年度においては、実質価額の著しい下落または超過収益力の著しい毀損が見られなかったため減額処理は行っておりません。

② 主要な仮定

実質価額の見積りには関係会社の将来の利益計画を用いており、その主要な仮定は関係会社の売上高の成長見込みであります。売上高の成長見込みは、市場環境の変化や経営環境の変化等を考慮した予測を用いており、不確実性が伴います。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の成長見込みは、見積りの不確実性が高く、関係会社の業績不振等により売上高が将来の利益計画を下回り、実質価額が著しく下落または超過収益力が著しく毀損した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1	有形固定資産の減価償却累計額	309,292千円
2	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
①	短期金銭債権	351,403千円
②	長期金銭債権	100,000千円
③	短期金銭債務	36,887千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

①	営業収益	3,705,360千円
②	営業費用	278,122千円
③	営業取引以外の取引	316千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,459,877株	199,334株	20,200株	2,639,011株

(注) 1. 自己株式の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得172,900株、単元未満株式の買取り34株、譲渡制限付株式の無償取得26,400株であります。

2. 自己株式の減少は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分による減少20,200株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,698千円
未払事業税	14,168千円
未払費用（社会保険料）	564千円
未払事業所税	480千円
一括償却資産超過額	11,726千円
退職給付引当金	4,638千円
役員退職慰労引当金	214,212千円
株式報酬費用	191,038千円
投資有価証券評価損	6,312千円
会社分割による子会社株式調整額	76,846千円
その他	47,797千円
小計	571,485千円
評価性引当額	△304,100千円
繰延税金資産合計	267,385千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	553,478千円
繰延税金負債合計	553,478千円
繰延税金負債の純額	286,092千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の 名 称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	㈱eceiving	200,000	ECサイト 構築パッケージの開発 及び販売	直接 100.0	業務受託取引 役員の兼任 (4名)	関係会社 業務受取 手数料 (注1)	1,920,000	未収入金	176,000
子会社	㈱ソフトクリエイト	200,000	ITに関する 総合的なサー ビスの提供	直接 100.0	業務受託取引 業務委託取引 役員の兼任 (4名)	関係会社 業務受取 手数料 (注1) サービスの 利用・物品 の購入 (注2)	720,000 278,122	未収入金 未払金	66,000 34,842
子会社	㈱ReviCo	100,000	レビューマ ーケティングツ ール 「ReviCo」の 開発及び販売	直接 100.0	資金の援助 役員の兼任 (4名)	資金の貸付 利息の受取 (注3)	100,000 316	貸付金 未収入金	100,000 316

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記各社からの業務受託については、経営の管理、指定等をするためにあらかじめ契約した一定の合理的な基準により取引条件を決定しております。
2. サービスの利用及び物品の購入の取引条件並びに取引条件の決定方針等については、一般取引条件と同様に決定しております。
3. 契約に基づき、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(収益認識に関する注記)

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	423円75銭
2	1株当たり当期純利益	76円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社ソフトクリエイトホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山村 竜平

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 克子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソフトクリエイトホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフトクリエイトホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に關して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社ソフトクリエイイトホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山村 竜平

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 克子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソフトクリエイイトホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に対する不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社ソフトクリエイトホールディングス 監査役会

常勤監査役 蘇谷（田畑）綾子 ㊟

監査役 山本 勲 ㊟

監査役 鍵田 憲 男 ㊟

(注) 監査役山本勲及び鍵田憲男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上